

日本高専学会論文奨励賞「申請Q&A」

以下は、日本高専学会論文奨励賞の申請に関するQ&Aです。参考にしてください。

Q1：応募できる対象学生はだれですか。

A1：専攻科生であればだれでも審査対象になれます。ただし、個人での応募に限ります。

Q2：要項（様式1）の2. 表彰内容にある「特別研究」に関する論文とは何をさしますか。

A2：以下のものならどれでも結構です。

- (1) 学習成果レポート（学位授与機構に申請したもの）
- (2) 今回あらたに執筆したもので論文と判断したもの（書式、枚数自由）
- (3) 既に投稿して掲載された学協会の論文
- (4) 現在投稿中の学協会の論文
- (5) 既に学協会等で発表したもの

これらのうちどれか一つで申請は可能ですが、他の項目に関する論文も含めて申請することもできます。また、関連資料・論文があればすべて添付してください。

Q3：要項（様式1）の5. 申請にある該当論文とは何をさしますか。

A3：A2と同じです。

Q4：第1著者としての論文がないのですが、応募可能ですか。

A4：応募可能ですが、第1著者としての論文があることがより望ましいといえます。

Q5：貴学会の論文奨励賞は、社会的にみてどの程度、評価されているのでしょうか。

A5：本学会は、平成17年度に日本学術会議より「日本学術会議協力学術研究団体」の認定を受けていますので、正規の学会表彰と位置づけられています。また、他の学協会には高専専攻科生だけを対象にした表彰制度はなく、今のところ、わが国唯一の表彰といえます。

Q6：どのような専攻科生が表彰されましたか。

A6：第1回（平成17年度）、第2回（平成18年度）、第4回（平成20年度）、第6回（平成22年度）、第7回（平成23年度）は、それぞれ4名の専攻科生が表彰されました。そのうちの一人を最優秀としました。いずれも、全国の専攻科生の模範となる業績を修められ、それらは大学院修士課程の学生のレベルを超えているものもありました。第3回（平成19年度）は3名、第5回（平成21年度）は2名の表彰で最優秀賞は該当者がありませんでした。なお、第4回では初めて1年生が表彰されました。

Q7：表彰基準には7つの項目が示されていますが、このいずれかに該当すればよいのでしょうか。

A7：その通りです。いずれかに該当すれば審査が可能となりますが、その該当が複数であればより望ましいといえます。

Q8：申請書はどの程度詳しく書けばよいのでしょうか。人物紹介も必要でしょうか。

A8：可能な限り詳しく書いていただけますとありがたいと思います。また、人物についても詳しく紹介していただき、どのような人柄かも審査の参考にさせていただきます。優れた業績とともに人格においても秀でていることも重要な参考になります。